

内閣参質一九〇第一三号

平成二十八年一月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭 殿

参議院議員脇雅史君提出内閣が憲法判断を誤った場合の責任のとり方に関する質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

参議院議員脇雅史君提出内閣が憲法判断を誤った場合の責任のとり方に関する質問に対する答弁書

御指摘の「否定された以上、内閣は日本国憲法第九十九条の憲法尊重擁護義務に違反したことになる」の趣旨が明らかではなく、お尋ねの「何らかの対応」及び「このことに対する責任」についてお答えすることは困難である。また、政府としてお尋ねの「立法府の責任」についてお答えする立場にない。

